

新潟市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和6年11月1日発行（第3版）



NIIGATA CITY

目次

1	新潟市パートナーシップ宣誓制度の概要	3
2	パートナーシップの宣誓をすることができる方	4
3	ファミリーシップの対象となる方	5
4	パートナーシップ宣誓の流れ	6
5	パートナーシップの宣誓に必要な書類	8
6	ファミリーシップの届出に必要な書類	9
7	パートナーシップ宣誓継続申告の流れ	10
8	パートナーシップ宣誓継続申告に必要な書類	12
9	こんなときは	13
10	Q & A	15
11	相談窓口	18



1 新潟市パートナーシップ宣誓制度の概要

新潟市パートナーシップ宣誓制度は、「新潟市人権教育・啓発推進計画」の理念に基づき、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向¹や性自認²にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指す制度です。

性的マイノリティのカップルが、本人の希望により、パートナーシップ関係であると宣誓を行い、市はその宣誓書の受領証を発行します。また、受領証にはファミリーシップにある者の氏名を記載することができます。

この制度において、それぞれの用語が示す意味は以下のとおりです。

性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない人、または性自認が戸籍上の性と異なる人

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、その一方または双方が性的マイノリティである二人

宣誓

二人が互いにパートナーシップを形成していることを市長に対して誓うこと

ファミリーシップ

パートナーシップにある者の一方又は双方の 3 親等以内の親族で、当該パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であり、家族として協力し合う関係である者

宣誓書受領証は、市の制度では市営住宅の申込み等にご利用いただけます。また、民間のサービスにおいても一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくは当該サービス提供者にご確認ください。

¹ 性的指向 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの

² 性自認 性別に関する自己意識

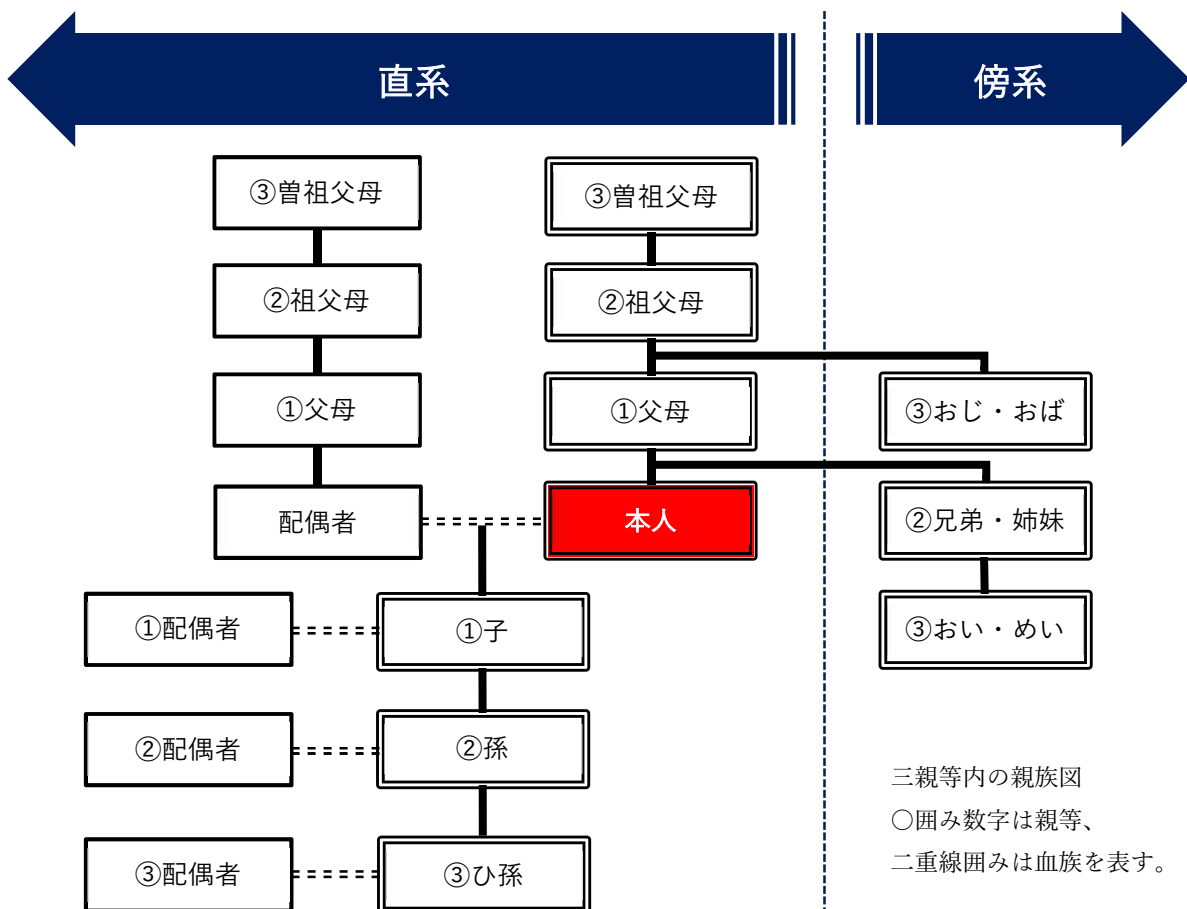


2 パートナーシップの宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方または双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓当日とともに成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有している、または1か月以内の転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと。また、宣誓の相手方以外にパートナーシップを形成している相手がないこと。
- (4) 双方の関係が直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族の関係でないこと（養子縁組の場合を除く）。

パートナーシップの宣誓をすることができない近親者



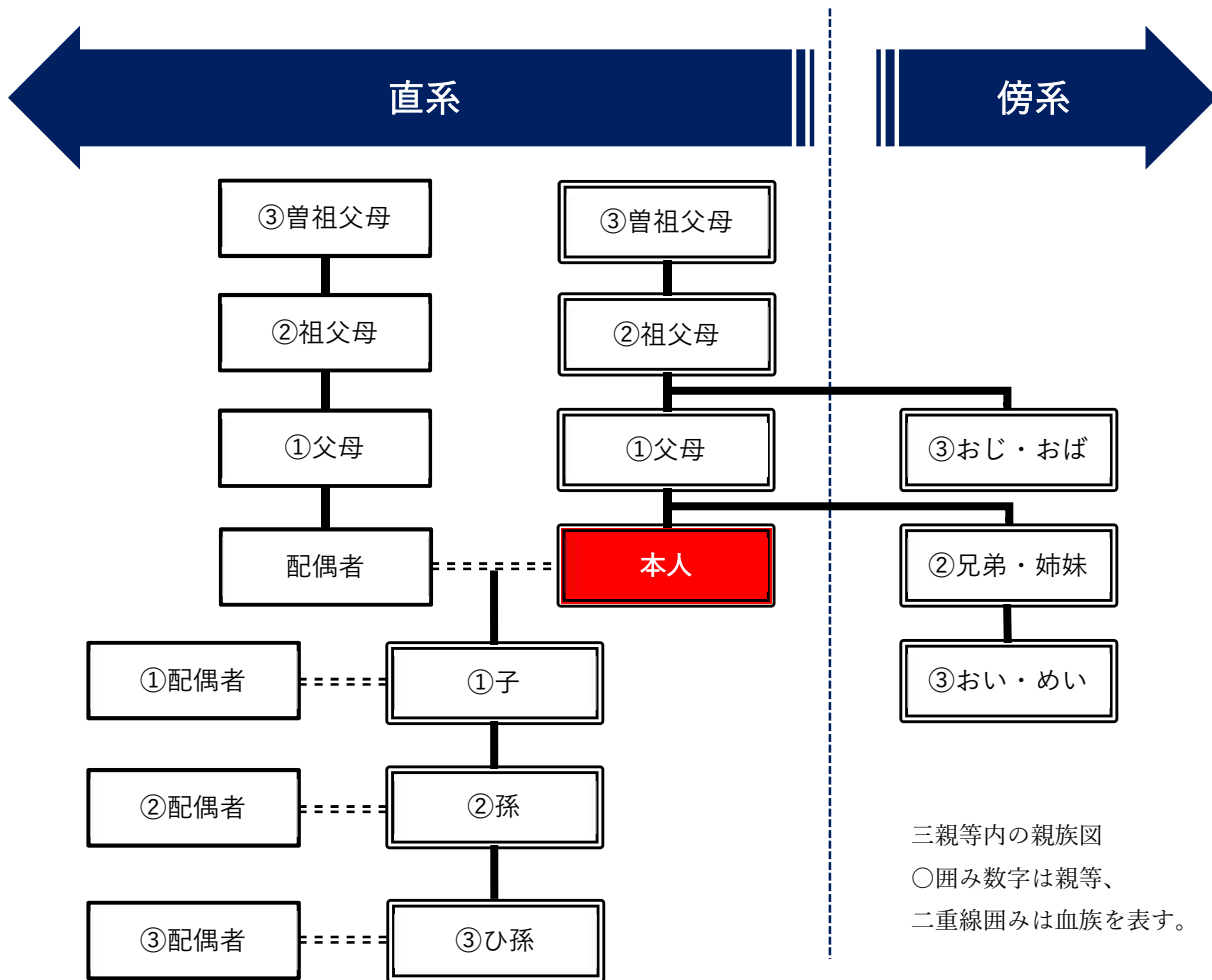


3 ファミリーシップの対象となる方

ファミリーシップにある者として受領証に氏名を記載できる方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップにある方の一方又は双方の3親等以内の親族であること。
- (2) パートナーシップにある方の一方又は双方と生計が同一であること。

受領証にファミリーシップにある者として氏名を記載することができる親族





4 パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓の主な流れは次のとおりです。

(1) メールまたは電話で宣誓及びファミリーシップの届出の予約

- ・宣誓及びファミリーシップの届出を希望する日の原則1か月前から7日前（祝休日および12月29日～1月3日を除く月～金曜日）までにメールまたは電話でご予約ください。
- ・宣誓及びファミリーシップの届出をされるお二人の氏名・フリガナ・住所・電話番号・宣誓希望日時をお知らせください。
※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名も併せてお知らせください。
- ・ファミリーシップの届出を希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの宣誓をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお知らせください。
※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名も併せてお知らせください。
- ・日時・場所・必要書類等の調整・確認を行います。
- ・日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。
※宣誓及びファミリーシップの届出の可能な時間：開庁日の午前8時30分～午後5時30分

■予約連絡先：新潟市市民生活部男女共同参画課

メール：danjo@city.niigata.lg.jp

電話：025-226-1061

※メール件名を「パートナーシップ宣誓予約」としてください

(2) パートナーシップ宣誓及びファミリーシップの届出

- ・宣誓日には、予約した日時に必要書類（8ページ及び9ページ）をお持ちのうえ、必ず二人そろっておいでください。
- ・市職員の前でパートナーシップ宣誓を行い、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出ください。「パートナーシップ宣誓書」は市が用意します。
- ・ファミリーシップの届出のみを行う場合には、宣誓者のどちらか一方のみの来庁で構いません。
- ・ファミリーシップの届出において、ファミリーシップにある者として受領証に氏名を記載する方の同席は必要ありません。（対象となる方の同意書が必要です）
- ・ファミリーシップの届出を希望される方は、市ホームページより「パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップ届出書」をダウンロードし、届出日までにあらかじめ自署のうえ、

ご提出ください。

- ・市は提出された書類や宣誓書及びファミリーシップの届出書裏面の確認書により要件を確認します。また、提示された書類により本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合等は、宣誓及び届出を延期することもあります。事前審査をご希望の場合はご予約時にお申し出ください。

■宣誓及びファミリーシップの届出場所：新潟市市民生活部男女共同参画課（区役所では宣誓できません）

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所本館 2 階

※プライバシーに配慮したスペースをご用意します。

（3）パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・宣誓書、届出書の写し（各 1 枚）を添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」（1 通）「パートナーシップ宣誓書受領カード」（2 通）のいずれかまたは両方を交付します。
- ・書類に不備がなければ即日交付します。

※パートナーシップの宣誓から受領証等の交付まで 1 時間程度かかります。



5 パートナーシップの宣誓に必要な書類

宣誓に必要な書類は下記のとおりです。発行手数料は自己負担となります。

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップの宣誓を行う双方の 住民票の写し 等、現住所が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された住民票1通で可 ・転入予定の方は予定住所がわかるもの 例 転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書 ・本籍地、マイナンバーの記載は不要
<input type="checkbox"/>	双方の 独身証明書 等、独身であることが確認できるもの*	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・本籍地のある市区町村の窓口で取得可能
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	<p>■下記の1点で本人確認ができるもの（官公署が発行した写真付きの身分証明書） マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証など</p> <p>■下記の(イ)と(ロ)の1点ずつで本人確認ができるもの、または(イ)の2点で本人確認ができるもの</p> <p>(イ) 健康保険や介護保険の被保険者証、国民年金手帳など</p> <p>(ロ) 学生証（写真付き）、法人（国または地方公共団体の機関を除く）が発行した身分証明書（写真付き）など</p> <p>※口頭で質問するなどの方法により本人確認させていただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	通称名を日常的に使用していることがわかるもの（性別違和などの理由により、通称名での宣誓を希望する方のみ）	通称名で届いた郵便物や社員証など

* 新潟県パートナーシップ制度によりパートナーシップの届出を行っている方が宣誓する場合は、独身証明書等の代わりに新潟県パートナーシップ届出受領証明書又は新潟県パートナーシップ届出受領証明書携帯用カードの写しを提出できます。（県から交付された届出受領証明書等の記載内容に変更がなく、有効な場合に限りです。）



6 ファミリーシップの届出に必要な書類

届出に必要な書類は下記のとおりです。発行手数料は自己負担となります。

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップの氏名記載に関する同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページよりダウンロードのうえ、<u>届出日までにあらかじめ自署して提出</u> ・15歳以上は本人の自署が必要 ・ファミリーシップにある方が届出日において15歳未満である場合は、当該ファミリーシップにある方の親権を行う方又は未成年後見人の同意が必要（なお、ファミリーシップにある方がパートナーシップにある方の一方又は双方の実子若しくは養子であるときは、同意書の提出は不要）
<input type="checkbox"/>	ファミリーシップにある者として受領証に氏名を記載する方の住民票の写し等、宣誓者との生計同一が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・パートナーシップ宣誓者の確認のために添付する住民票の写し等にファミリーシップ対象者の記載があり、宣誓者との関係（続柄や同一世帯であること）が確認できる場合は省略可 ・本籍地、マイナンバーの記載は不要
<input type="checkbox"/>	ファミリーシップにある者として受領証に氏名を記載する方の戸籍証明等、宣誓者との親族関係が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・本籍地のある市区町村の窓口で取得可能 ・上記の住民票の写し等で宣誓者との関係（続柄）が確認できる場合は省略可
<input type="checkbox"/>	通称名を日常的に使用していることがわかるもの（性別違和などの理由により、通称名での宣誓を希望する方のみ）	通称名で届いた郵便物や社員証など



7 パートナーシップ宣誓継続申告の流れ

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体から新潟市に転入される方で、転出地の自治体で住所の異動前に性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓書受領証等を交付され、転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続される方は、パートナーシップ宣誓の継続申告を行うことができます。

連携自治体については、市ホームページで確認できます。

継続申告の主な流れは次のとおりです。

(1) メールまたは電話で継続申告及びファミリーシップの届出の予約

- ・継続申告及びファミリーシップの届出を希望する日の原則 1 か月前から 7 日前（祝休日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く月～金曜日）までにメールまたは電話でご予約ください。
- ・継続申告及びファミリーシップの届出をされるお二人の氏名・フリガナ・住所・電話番号・申告希望日時をお知らせください。

※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名も併せてお知らせください。

- ・ファミリーシップの届出を希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、継続申告をするお二人との関係性及び生計が同一であることについてもお知らせください。

※通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名も併せてお知らせください。

- ・日時・場所・必要書類等の調整・確認を行います。
- ・日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。

※継続申告及びファミリーシップの届出の可能な時間：開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

■予約連絡先：新潟市市民生活部男女共同参画課

メール：danjo@city.niigata.lg.jp

電話：025-226-1061

※メール件名を「パートナーシップ宣誓継続申告予約」としてください

(2) パートナーシップ宣誓継続申告及びファミリーシップの届出

- ・申告日には、予約した日時に必要書類（12 ページ及び9 ページ）をお持ちのうえ、必ず二人そろっておいでください。
- ・市職員の前で「パートナーシップ宣誓継続申告書」に自署し、ご提出ください。「パートナーシップ宣誓継続申告書」は市が用意します。
- ・ファミリーシップの届出において、ファミリーシップにある者として受領証に氏名を記載する方の同席は必要ありません。（対象となる方の同意書が必要です）
- ・ファミリーシップの届出を希望される方は、市ホームページより「パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップ届出書」をダウンロードし、届出日までにあらかじめ自署のうえ、ご提出ください。
- ・市は提出された書類や申告書及びファミリーシップの届出書裏面の確認書により要件を確認します。また、提示された書類により本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合等は、継続申告及び届出を延期することもあります。事前審査をご希望の場合はご予約時にお申し出ください。

■申告及びファミリーシップの届出場所：新潟市市民生活部男女共同参画課（区役所では宣誓できません）

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1 新潟市役所本館 2 階

※プライバシーに配慮したスペースをご用意します。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- ・継続申告書、届出書の写し（各1枚）を添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」（1通）「パートナーシップ宣誓書受領カード」（2通）のいずれかまたは両方を交付します。
- ・書類に不備がなければ即日交付します。

※継続申告から受領証等の交付まで1時間程度かかります。



8 パートナーシップ宣誓継続申告に必要な書類

継続申告に必要な書類は下記のとおりです。発行手数料は自己負担となります。

	書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓の継続申告を行う双方の 住民票の写し 等、現住所が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの ・二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された住民票1通で可 ・転入予定の方は予定住所がわかるもの 例 転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書 ・本籍地、マイナンバーの記載は不要
<input type="checkbox"/>	転出地である自治体が交付した パートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等	<ul style="list-style-type: none"> ・原本の提出（転出地の自治体への受領証等の返還不要） ・転出地の自治体には継続申告があった旨を新潟市が通知 ※通知に同意いただけない場合は継続申告できません。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	<p>■下記の1点で本人確認ができるもの（官公署が発行した写真付きの身分証明書）</p> <p style="padding-left: 20px;">マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証など</p> <p>■下記の(イ)と(ロ)の1点ずつで本人確認ができるもの、または(イ)の2点で本人確認ができるもの</p> <p>(イ) 健康保険や介護保険の被保険者証、国民年金手帳など</p> <p>(ロ) 学生証（写真付き）、法人（国または地方公共団体の機関を除く）が発行した身分証明書（写真付き）など</p> <p>※口頭で質問するなどの方法により本人確認させていただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	通称名を日常的に使用していることがわかるもの（性別違和などの理由により、通称名での継続申告を希望する方のみ）	通称名で届いた郵便物や社員証など



9 こんなときは

(1) 受領証等を紛失・き損したとき

宣誓書受領証等を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」をご提出ください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 宣誓及び届出内容が変更となったとき

下記に掲げる事由が生じたときは、「パートナーシップ宣誓及びファミリーシップ届出内容変更届出書」に変更の内容を確認できる書類を添付し、宣誓書受領証等とともにご提出ください。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・パートナーシップにある方又はファミリーシップにある方の宣誓および届出内容の変更が生じたとき
- ・生計の独立、死亡などファミリーシップにある方が減少、またはなくなったとき

(3) パートナーシップを解消したとき

当事者の意思によりパートナーシップを解消したときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

(4) 市外へ転出するとき

どちらか一方でも市外へ転出するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

ただし、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入する自治体に転出し、転出先の自治体でパートナーシップ制度を継続する場合には、市への宣誓書受領証等の返還手続きは不要です。

※パートナーシップ継続の申告があった旨を転出先の自治体から新潟市に通知することについて、同意いただく必要があります。

(5) パートナーが死亡したとき

パートナーが亡くなったときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」とともに宣誓書受領証等を市に返還してください。

(6) ファミリーシップにある方が受領証から自分の氏名を削除したいとき

「パートナーシップ宣誓に係る氏名削除に関する申立書」に申立てをしようとする方の本人確認ができる書類を添付し市に提出してください。

申立てができる方は、申立てをする日において15歳以上の方に限ります。

市で申立書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、受領証から申立てをした方の氏名を削除します。その場合は、市からパートナーシップ宣誓者に連絡し、受領証等を市に返還していただき、新たな受領証等を交付します。

※パートナーシップ宣誓の無効

次の場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

なお、虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効としたパートナーシップ宣誓書受領証等の交付番号を新潟市ホームページ上などで公表する場合があります。

- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・虚偽の宣誓を行ったとき。
- ・宣誓の要件（4ページ）に反しているとき。
- ・転入予定で宣誓している場合は、宣誓日から1か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。



10 Q & A

Q1 なぜ新潟市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 性的指向や性自認にかかわらず、誰もがその人らしさを認められ、尊重される社会をつくるために導入するものです。導入により日常生活において困難を抱えている性的マイノリティの生きづらさが軽減され、パートナーシップ関係を尊重する意識が社会的に広がり、性的マイノリティへの理解が進むことを期待しています。

Q2 受領証等の交付を受けるとどんなメリットがありますか？

A 受領証等は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、市の制度では市営住宅の入居申込などの行政サービスが利用可能になります。

また、民間のサービスにおいても受領証の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

Q3 パートナーシップの宣誓やファミリーシップの届出に費用はかかりますか？

A 宣誓や受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な住民票や独身証明書などの交付手数料はご自身でご負担ください。

Q4 受領証等は、宣誓日やファミリーシップの届出日当日に交付されますか？

A 原則、宣誓日などの当日に交付します。受付から交付までに約1時間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。なお、書類に不備や不足がある場合等は、宣誓及び届出を延期することもあります。

Q5 通称名は使用できますか？

A 性別違和などにより日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓ができます。通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をご持参ください。

なお、通称名での宣誓の場合、受領証等の氏名欄には通称名を記載しますが、備考欄には戸籍上の氏名と通称名を併記します。通称名は、本制度のみ使用可能です。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 一方または双方が性的マイノリティであれば、戸籍上異性間のカップルであっても宣誓できます。詳しくはお問い合わせください。

Q7 性的マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

A 制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q8 成りすましや偽造等の悪用をされませんか？

A 宣誓を受ける際には、独身証明書など独身であることを証明する書類の提出と、身分証明書による本人確認を行うことで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、受領証等の返還を求めます。無効としたパートナーシップ受領証等の番号は新潟市ホームページ上で公表することがあります。

Q9 なぜ住民票や独身証明書、戸籍証明などが必要なのですか？

A パートナーシップ制度の要件である、市内に居住していることや独身であることを確認するためです。また、パートナーシップを宣誓する方とファミリーシップにある方との親族関係を確認するためです。

Q10 独身証明書、戸籍証明はどのように取得できますか？

A 本籍地のある市区町村の窓口で取得可能です。新潟市内に本籍にある方の窓口は区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で、独身証明書の発行手数料は1通300円、戸籍証明の発行手数料は1通450円です。

Q11 受領証等の返還が必要なときはどんなときですか？

A 一方または双方が市外へ転出したとき、当事者の意思によりパートナーシップが解消されたときは、受領証等を新潟市に返還する必要があります。

Q12 郵送での宣誓及びファミリーシップの届出はできますか？

A 郵送や区役所での宣誓、ファミリーシップの届出は受け付けていません。宣誓の際は、本人確認とお二人の意思を確認するため、事前予約のうえ、お二人で市役所にお越しくください。なお、ファミリーシップの届出のみを行う場合は、宣誓者のどちらか一方のみのご来庁で構いません。

希望によりプライバシーに配慮したスペースをご用意いたします。

Q13 宣誓及び届出内容を変更する場合、受領証等に記載される宣誓日も変更されるのですか？

A 宣誓日は変更されません。なお、受領証及びカードの特記事項欄に「〇年〇月〇日 内容変更」といった表記を行います。また、受領証等を再発行した場合も同様に、「〇年〇月〇日 再発行」といった表記をします。

Q14 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 婚姻に類似する関係を構築する方法として、公正証書によりパートナーシップ契約を結ぶ方法や、遺言書を作成するなどの方法があります。手続きに関しては、お二人の個別の事情を考慮して進める必要があります。詳しくは新潟公証人合同役場（電話：025-240-2610）へお問い合わせください。



1 1 相談窓口

■新潟市LGBTQ+電話相談

毎月第1月曜日 午後5時30分～午後8時

相談電話番号 025-241-8510

※祝休日および年末年始（12月29日～翌1月3日）を除く

■アルザにいがた「こころの相談」

水・日曜日 午前10時～午後3時30分

金曜日 午後2時～午後7時30分

※祝休日および年末年始（12月29日～翌1月3日）を除く

相談電話番号 025-245-0545

■新潟市配偶者暴力相談支援センター

月・水曜日 午前9時～午後5時

火・木・金曜日 午前9時～午後8時

※祝休日および年末年始（12月29日～翌1月3日）を除く

相談電話番号 025-226-1065

■よりそいホットライン

24時間365日 通話料無料 相談電話番号 0120-279-338

■新潟市民専用の無料相談

公証人相談

毎週水曜日 午前10時～正午

面談のみ、要予約、同一案件1回限り、30分以内

予約電話：新潟市広聴相談課（電話：025-226-1025）

人権相談（新潟人権擁護委員協議会所属人権擁護委員）

第2・4木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

電話・面談、予約不要

問い合わせ：新潟市広聴相談課（電話：025-226-1025）



新潟市オリジナルアライマーク

「新潟市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」（第3版）

令和6年11月1日発行

問い合わせ・相談は

新潟市 市民生活部 男女共同参画課

電話 025-226-1061 FAX 025-228-2230

E-mail : danjo@city.niigata.lg.jp

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所本館2階）